

栃木県消費者基本計画（栃木県消費者教育推進計画）【第3期】素案に対する意見

2025（令和7）年11月22日

栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課消費者行政推進室 御中

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

電話／FAX 028-678-8000

適格消費者団体 特定非営利活動法人

とちぎ消費者リンク 理事長 山口益弘

（窓口 事務局長 服部有）

1 意見の概要

（1）基本方針Iに関する点

消費者教育の1つとして、栃木県内には、消費者市民社会の活動の担い手となる適格消費者団体特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク（以下「とちぎ消費者リンク」という。）が存在することを明記していただくとともに、1人でも多くの県民に、適格消費者団体があることを周知することを基本方針に盛り込んでください。

（2）基本方針IIに関する点

適格消費者団体（とちぎ消費者リンク）が、消費者被害の未然防止のための重要な役割を担っていることを明記していただくとともに、適格消費者団体への情報提供を強化することを基本方針に盛り込んでください。

2 意見の趣旨

（1）はじめに

適格消費者団体とは、不特定多数の消費者の利益を守るため、「不当な勧誘や契約条項、表示」をやめるよう求める「差止請求権」を適切に行使できるとして、内閣総理大臣から認定を受けた消費者団体です。

とちぎ消費者リンクは、栃木県宇都宮市内に事務所をおき、2019（令和元）年6月26日に認定を受け、2025（令和7）年6月に認定更新を受けています。

（2）基本方針Ⅰについて

消費者庁が「消費者教育推進のための体系的プログラム研究会」での検討を経て、2013（平成25）年に公表した「消費者教育の体系イメージマップ」では、消費者市民社会の構築の1つが、「消費者の参画・協働」とされ、各期の意識あるいは目標として、次のとおり記載されています。

幼児期 協力することの大切さを知ろう

小学生期 身近な消費者問題に目を向けよう

中学生期 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう

高校生期 身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう

成人期 特に若者 消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう

成人一般 地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう

特に高齢者 支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう

しかし、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力に格差があるため、個々の消費者が事業者と交渉し、消費者問題を解決していくには限界があります。

そこで、消費者自らが事業者と交渉しなくとも、とちぎ消費者リンクに情報提供をして、差止請求権の行使がされることで、公正な社会の形成がされていくことを教育及び周知していただく必要があります。

ところで、栃木県のWEBサイトにて、とちぎ消費者リンクの紹介ページが設けられていることは、把握しております。しかし、基本方針Ⅰに盛り込んでいただくことで意識付けがされることにも意義があると考えています。

（3）基本方針Ⅱについて

消費者契約法1条では、

ア 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、

イ 消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること

を目的とすると規定しています。

そして、適格消費者団体は、内閣総理大臣による監督を受け、差止請求権を適切に行使できる団体であるか否かが審査されています。適格消費者団体は、消費者契約法、同法施行規則、適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインに沿って運営されている団体であり、同団体が社会的にも信頼できる団体であることを周知し、同団体への情報提供により、消費者被害の発生又は拡大を防止することができます。

栃木県の実績（https://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/shouhi/seikatsu/seidogaiyou_sidou.html）

「特定商取引法」や「栃木県消費生活条例」

2023（令和5年）度 行政指導8件、処分0件

2024（令和6年）度 行政指導7件、処分0件

「景品表示法」

0件

他方、とちぎ消費者リンクでは、認定更新申請までの6年間（2019（令和元）年6月26日から2025（令和7）年3月31日）で、24の事業者に対し、

「消費者契約法」に基づき20件

「特商法」に基づき1件

「景品表示法」に基づき6件

の差止請求をしています（1つの事業者に対して複数の法律に基づいて差止請求をしている事案があります）。特に、消費者契約法、景品表示法の分野では、栃木県の実績と比べても見劣りせず、消費者被害の未然防止に寄与してきた実績があり、消費者被害の未然防止のための重要な役割を担ってきました。

3 最後に

栃木県は、施策の策定及び実施に当たっては、消費者及び消費者団体の消費生活に関する意見を反映させるように努めなければならない（栃木県消費生活条例2条2項）と定めています。とちぎ消費者リンクから、上記の意見を提出させていただきますので、栃木県消費者基本計画に反映していただくようお願い致します。

以上